

(別紙5) 違法行為一覧表

番号	原告の主張	被告の主張
1	<p>① 本件処分①の当時、原告は既に、24時間介護がなければ日常生活を保持できないばかりか、生命・身体の危険すら存在する状態にあったもので、被告の職員は、50時間/月の重度訪問介護では原告が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を送ることが不可能であることを認識し、又は認識し得た。また、被告の職員が調査をしていれば、原告の病状が進行しており、1日24時間の介護が必要であることを把握することが可能であった。しかるに、被告の職員は、調査を全く行うことなく、漫然と本件処分①をした。</p> <p>その後、平成30年5月24日に妻が「重度訪問介護による介護時間数の増加に対する要望書」(甲9)を提出して危機的状況にあることを伝えたにもかかわらず、被告の職員は、原告に係る調査事項について調査を行って職権で支給量増量の変更決定を行うか、又は必要な申請書式等を交付してその上で勘案事項調査を行い変更決定をすべき義務に違反して、原告の窮状をいわずに放置していた。この点、被告の職員は、原告及び妻に対し、申請書が必要である旨を述べるのみで、申請書式を交付したり、申請方法について適切なサポートを行うなどの案内をせず、また、原告の身体状況や必要な介護の内容、家族の生活状況等について全く調査を行わず、かえって、1月当たり50時間を超える支給量とすることは不可能である旨や、支給決定基準(当時は存在していなかった。)を超えた支給については審査会の判断が必要であるとの誤った旨を述べた。すなわち、被告の職員は、原告に対し、正しい情報の提供を怠ったばかりか、誤った情報を提供し、変更申請を断念する方向へと導き、すみやかな変更申請の実行を阻んだものである。</p> <p>② 本件処分②に当たり、被告の職員は、①総合支援法上の支給決定に係る勘案事項には含まれていない国庫負担基準を過大に考慮(他事考慮)し(甲63)、②1回当たりのサービスについて長時間にわたるものが想定されている重度訪問介護(甲73)について、その制度趣旨を誤って解釈して「朝2時間、昼3時間、夕方3時間、夜2時間」の支援で足りると判断し、③適切な事実の調査をしなかったために、客観的な根拠を欠く重大な事実誤認をし、認定事実に対する評価も大きく誤って、1日24時間介護の必要はないと判断し、④原告の身体状況や家族の生活状況を適切に調査せず、認定事実を不当に評価して、家族による介護支援として120時間を控除した。</p> <p>③ 本件処分③の理由は本件処分②と同様であって、被告の職員は、上記②の本件処分②に当たっての義務違反と同様の義務違反をした。</p> <p>④ 本件処分④に当たり、被告の職員は、1日当たり8時間ないし9時間の妻による家族支援の控除を認めたが、それは、原告の家族の生活実態と大幅に乖離し、支給量の不足により原告の子が通塾できなくなるなどの不利益を容認するもので、公助を基本とする現行法の建前にも違背するものであった。</p> <p>⑤ 本件処分⑤に当たり、被告は、勘案事項の調査自体を行わず、調査義務を懈怠し、それゆえに正確な事実の把握をせず、事実を適切に評価しなかった。</p> <p>⑥ 争点(1)において主張したとおり、処分行政庁は、原告の身体状況、必要な介護の内容、家族の状況等の個別的事情を考慮せず、必要な支給量を大幅に下回る本件処分⑥をした。</p> <p>⑦ 争点(1)において主張したとおり、処分行政庁は、原告の身体状況、必要な介護の内容、家族の状況等の個別的事情を考慮せず、必要な支給量を大幅に下回る本件処分⑦をした</p>	<p>本件処分①の当時、原告は24時間介護を要する状況にはなく、申請書の提出に当たっても、特に支給量の増量について、原告からも、窓口にて代理申請に来た妻からも、要望等はなかった。被告の職員は、本件処分①に当たり、申請書に加え、それまで被告に提出されている資料一切から勘案事項を調査し、期間満了による更新であることを妻に確認した上で、本件処分①に至ったもので、被告の職員に義務違反はない。</p> <p>また、被告の職員は、妻の要望書を受けて原告の自宅を訪問し、本件処分①の後の支給量変更の希望であるから、変更申請が必要であることに加え、原告らが希望する支給量の場合には審査会に諮問し妥当性を判断してもらう必要があること、どのようにサービスが必要なのか確認するためのサービス利用計画書の提出も必要であること、まずはサービス利用計画書の作成をする計画事業者と相談すること等を案内したもので、被告の職員に義務違反はない。被告の職員が、原告及び妻に対し、1月当たり50時間を超える支給量とすることが不可能である旨説明した事実はない。</p> <p>本件処分②について、①支給決定基準(乙1)5項において国庫負担基準が定められていたことを踏まえ、国庫負担基準を超えて支給している他の市民との比較したことは、平等原則(憲法14条)を勘案したものであって何ら他事考慮として違法ではなく、②1日につき合計9時間の支給量を決定したもので、何ら重度訪問介護の制度趣旨には反しない。また、③原告について、24時間介護をしなければ真に生命の危機に瀕している者で他の介護給付によっては十分な援助を受けることが困難な者に該当しないと判断したことには違法はなく、④妻の家族介護を控除したことにも違法はない。</p> <p>本件処分②と同様、本件処分③にも違法はない。</p> <p>争点(1)において本件処分⑥について主張したのと同様に、本件処分④には違法はない。</p> <p>争点(1)において本件処分⑦について主張したのと同様に、本件処分⑤に違法はない。</p> <p>争点(1)において主張したとおり、本件処分⑥に違法はない。</p> <p>争点(1)において主張したとおり、本件処分⑦に違法はない。</p>
2	<p>F職員は、H31/4自宅調査の際の原告からの事情聴取の際、ヘルパーによる文字盤の読み取りを通じて可能な限り調査に応えようとした原告に対し、文字盤によるコミュニケーションを揶揄する本件発言をした。</p>	<p>H31/4自宅調査に至るまでのやり取りにおいて、B弁護士の本主張が何度も変遷し、被告側においては原告側の意向や要望の把握に苦慮していたところ、当日も1時間半という限られた時間の中、本題に入る前のB弁護士との問答に相当の時間を費消させられたことから、F職員は疑心暗鬼になっていた。そのような中、F職員が、原告に対し、「いま寝返りはできますか」と聞いた際、文字盤を使って回答しようとした原告にB弁護士が回答できないように誘導したように見えたことから、F職員は、B弁護士に対し、その弁護方針について、本件発言をした。</p>